

【論文】

## 胎児の権利について —アメリカ合衆国における胎児の権利をめぐる法的諸問題を 素材にして—

井上 一洋

Kazuhiro Inoue

キーワード 胎児の権利 妊娠中絶 自己決定権 42 U.S.C. § 1983 UVVA

本稿では、Roe 判決を概観した上で、合衆国法典 42 編 1983 条および 2004 年暴行被害胎児法の考察を通じて、アメリカ合衆国における胎児の権利をめぐる法的諸問題について検討を行う。

### はじめに

州の公務員が合衆国憲法に保障された個人の権利を侵害した場合、その被害者は、合衆国法典 42 編 1983 条（以下において、§ 1983 と略する。）<sup>1</sup>に基づき、当該公務員に対し、損害賠償を請求することが

---

<sup>1</sup> § 1983 は、以下のような文言である。「州、準州、コロンビア特別区の法令、条例、規則、慣習、慣行の下、アメリカ合衆国の管轄内にある合衆国市民その他の人々の憲法および法律によって保障されている権利、特権、または免責を侵害した者は、コモン・ロー上の訴訟、エクイティ上の訴訟、あるいはその他の適正な救済手続において、侵害を受けた者に対して、責任を負うものとする。ただし、司法公務員がその権限に基づいて行なった作為または不作為に対するあらゆる訴訟において、差止・作為命令による救済は、宣言命令が遵守されなかった場合でなければ認められないものとする。本条の解釈に際して、コロンビア特別区にのみ適用される連邦議会の法律は、コロンビア特別区の法令であるとみなされるものとする。」以上の翻訳においては、藤井樹也「Civil Rights Act の一断面 (1) —§ 1983 訴訟を中心に—」三重大学法経論業 15 卷 1 号 (1997 年) 28 頁を参照。

また、§ 1983 は、“under color of law”の要件の下、連邦法で保障された権利を侵害した者に対する責任を規定しており、この要件が充足されれば、連邦裁判所の管轄権が認められることになる。さらに、この§ 1983 は、州の公務員の個人責任を規定しており、ここから地方自治体の責任も導き出されるとされる。他方で、§ 1983 は、州の公務員や州政府の責任の有無を連邦裁判所が判断することを可能とするものであるが、州の公務員が州法によって禁止されているような権限濫用や権限逸脱行為を行なった場合にも§ 1983 による救済が認められる場合には、州法上の救済と連邦法上の救済が競合することがある。

井上(一)：胎児の権利について-アメリカ合衆国における胎児の権利をめぐる法的諸問題を素材にして-  
できる。ところで、テキサス州の妊娠中絶禁止法 (criminal abortion laws) が問題となった Roe 判決<sup>2</sup>において、連邦最高裁が憲法上の「人」(person) という語に胎児は含まれないと判示した結果、§1983 に基づくいくつかの訴訟において、胎児は、州の公務員に対し、損害賠償を請求することができないとする判決が下された<sup>3</sup>。すなわち、たとえば、州の公務員により妊娠中の女性が暴行を受け、それにより胎児が傷害を負った場合であっても、憲法上の「人」という語に含まれない胎児には、当該公務員に対する損害賠償請求権が認められない可能性があるのである。

他方で、2004年4月1日、連邦議会は、2004年暴行被害胎児法 (Unborn Victims of Violence Act of 2004。以下において、UVVA と略する。) <sup>4</sup>を可決した。この法律は、妊娠中の女性に暴行が加えられたことによって、胎児の命が失われた場合、その加害者を当該女性に対する罪に加えて、胎児に対する罪についても当該女性とは別に訴追することを認めるものである<sup>5</sup>。このUVVAに対しては、特に pro-choice の側から、当該立法は、Roe 判決が認めた妊娠中絶を女性が選択する基盤を奪うおそれがあるとの批判がなされている。そこで、本稿では、Roe 判決を概観した上で、§1983 および UVVA の考察を通じて、アメリカ合衆国における胎児の権利をめぐる法的諸問題について検討を行いたい。

## I Roe 判決について<sup>6</sup>

---

以上の点については、藤井、同論文、22-23 頁、松村歌子「DV 事件における警察の対応と損害賠償請求訴訟」法と政治 56 巻 1・2 号 (2005 年) 16 頁を参照。なお、§1983 については、田村泰俊「違憲行為を構成する不法行為訴訟と連邦裁判所管轄権不行使の法理—合衆国法典 42 巻 1983 条と州の刑事手続から非刑事手続への拡張」法学新報 101 巻 1・2 号 (1994 年) 25 頁、田村泰俊「公務員に対する損害賠償の請求と実体的デュー・プロセス—刑事手続における合衆国法典 42 巻 1983 条と訴追・証告の考察」法学新報 98 巻 3・4 号 (1991 年) 59 頁、田村泰俊「行政作用の違法と州の救済手続—合衆国法典 42 巻 1983 条に基づく不法行為訴訟と手続的デュー・プロセス」法学研究 63 巻 12 号 (1990 年) 331 頁、植村栄治『米国公務員の不法行為責任』(有斐閣、1991 年) など多数の優れた先行研究がある。

<sup>2</sup> Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973).

<sup>3</sup> たとえば、Guyton v. Phillips, 606 F.2d 248 (9th Cir. 1979), McGarvey v. Magee-Womens Hospital, 340 F. Supp. 751 (W.D. Pa. 1972)などがあげられる。

<sup>4</sup> Unborn Victims of Violence Act of 2004.

<sup>5</sup> 土屋恵司「アメリカ：暴行による胎児致死事件について訴追を認める連邦法の成立」『外国の立法』221 号 (2004 年) 137 頁を参照。

<sup>6</sup> 我が国における Roe 判決に関する優れた論文は膨大な数に及ぶが、Roe 判決を検討するにあたり、本稿では主に以下の文献を参考にした。小竹聡「アメリカにおける妊娠中絶判決の形成—中絶法の廃止に向けた運動の展開—」早稲田法学 85 巻 3 号 (2010 年) 407 頁、小竹聡「翻訳—Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973) 判決」政治・経済・法律研究 17 巻 1 号 (2014 年) 113 頁、小竹聡「47 妊娠中絶と憲法上のブ

井上(一)：胎児の権利について-アメリカ合衆国における胎児の権利をめぐる法的諸問題を素材にして-

テキサス州の妊娠中絶禁止法は、母親の生命を救う目的以外の妊娠中絶を犯罪として禁止していた。望まない妊娠をした未婚女性の Roe は、妊娠中絶を望んだが、テキサス州の妊娠中絶禁止法により病院で妊娠中絶をすることができなかったと述べ、同法が合衆国憲法修正 1 条、修正 4 条、修正 5 条、修正 9 条、そして、修正 14 条により保障されている自身のプライバシーの権利を侵害していると主張し、クラス・アクション (class action) を提起した。また、この Roe 判決では、医師の Hallford および Doe 夫婦の訴えが併合審理された。Hallford は、違法に妊娠中絶を行なったことを理由にテキサス州の妊娠中絶禁止法に基づき訴追され、2 件係争中であった。そのため、Hallford は、同法が漠然不明確であり、合衆国憲法修正 14 条のデュー・プロセス条項に違反すると主張すると共に、合衆国憲法修正 1 条、修正 4 条、修正 5 条、修正 9 条、そして、修正 14 条で保障された医師と患者の関係におけるプライバシーの権利ならびに医師として医療行為を行う権利も同法は侵害していると主張した。また、Doe 夫婦の妻は、妊娠していなかったが、化学薬品による神経障害 (neural chemical disorder) に苦しんでおり、医師から症状が改善するまでは妊娠を避けるよう助言されていた。そのため、もし妊娠し、妊娠中絶を望んだ場合、刑罰法規であるテキサス州の妊娠中絶禁止法の下では、合法的な妊娠中絶手術を受けられなくなるおそれがあるとして、同法の違憲無効を主張し、クラス・アクションを提起した。

法廷意見を執筆した Blackmun 裁判官は、まず、Roe は、既に妊娠状態にはないが、妊娠は同一人物に反復して生じる可能性があるため、彼女は当事者適格を有すると指摘した。他方で、Blackmun 裁判官は、刑事裁判における合衆国憲法上の権利に基づく防御が、係争中の州の刑事裁判で行われるべきであると述べ、Hallford の当事者適格を認めず原判決の該当部分を破棄すると共に、Doe 夫婦については、彼らの主張が仮説的であると指摘し、原審が当事者適格を否定したことは妥当であると判示した。

次に、Blackmun 裁判官は、妊娠中絶の歴史について概観し、刑罰を科すことで妊娠中絶を禁止する考え方は、19 世紀後半に登場したものであると指摘した。その上で、Blackmun 裁判官は、本件で問題となるのは、妊娠中絶禁止法を正当化するために示されている不道徳な性行為の抑止、妊娠中絶手術に伴う危険からの母体の保護、出生前の生命の保護という 3 つの利益であると説示した。

Blackmun 裁判官は、プライバシーの権利を合衆国憲法は明示していないが、連邦最高裁は、合衆国憲法修正 1 条、修正 4 条、修正 5 条、権利章典の半影、修正 9 条、修正 14 条の自由の中に、それを見出してきたと指摘し、さらに、このプライバシーの権利は、女性が妊娠を終了させるか否かを決定することをも包摂する広範な概念であると述べた。しかし、その一方で、Blackmun 裁判官は、プライバシー

---

ライバシーの権利 (1) 樋口範雄・柿嶋美子・浅香吉幹・岩田太編『アメリカ法判例百選』(有斐閣, 2012 年) 96-97 頁, 高橋一修「40 妊娠中絶と憲法上のプライバシーの権利 (1)」藤倉皓一郎・木下毅・高橋一修・樋口範雄 [編]『英米判例百選』(有斐閣, 1996 年) 82-83 頁, 山崎康仕「翻訳 人口妊娠中絶をめぐる規範の形成 : Roe v. Wade」国際文化学研究 40 巻 (2013 年) 143 頁, 黒澤修一郎「Roe 判決とバッククラッシュ・テーゼ (1)」島大法学 61 巻 1・2 号 (2017 年) 1 頁など。

井上(一)：胎児の権利について-アメリカ合衆国における胎児の権利をめぐる法的諸問題を素材にして-の権利が絶対的なものではなく、何らかの重要な州政府の利益によって、制限を受ける場合があると指摘した。また、**Blackmun** 裁判官は、母になること、または、子どもが増えることは、女性に苦悩に満ちた生活と未来を強いるかもしれないし、女性に対する差し迫った心理的な害悪が生じるかもしれないと説示し、精神的および身体的な健康は、子育てによって損なわれることがあると指摘した。加えて、**Blackmun** 裁判官は、望まない子どもが生まれた場合、その子どもに関連するすべての関係者に苦悩が生じると述べると共に、心理的、あるいは別の理由で子どもを世話することのできない家庭に子どもが生まれるという問題も存在すると指摘した。

**Blackmun** 裁判官は、一定の基本的権利の制限が問題となる場合、かかる基本的権利の制限が、やむにやまれぬ政府利益 (compelling state interest) によってのみ正当化されると述べ、さらに、基本的権利を制限するような立法は、やむにやまれぬ政府利益のみを実現するよう厳密に制定されなければならないと指摘した。また、**Blackmun** 裁判官は、被告人らは、胎児も合衆国憲法修正 14 条の「人」という語に含まれると主張するが、同条で用いられる「人」という語に胎児は含まれないと説示した。**Blackmun** 裁判官は、現在の医学水準に照らすと、母体の健康に対する州の利益については、その **compelling point** が、およそ第一 trimester の終了時であると指摘し、これは、この時期までは妊娠中絶による死亡率が通常出産のそれよりも低いという医学上確立した事実に基づくとして述べた。そして、**Blackmun** 裁判官は、この時期以降、母親の健康は、やむにやまれぬ政府利益と位置付けられるため、州は母体の健康維持と保護に合理的に関連する限りにおいて、妊娠中絶を規制することができることを説示すると共に、この時期までであれば、医師は、患者と相談の上、医学的判断に基づき、州による規制なしに自由に妊娠中絶をするか否か決めることができると判示した。さらに、**Blackmun** 裁判官は、潜在的な生命に対する州の重要かつ正当な利益に関する **compelling point** は、胎児が母体外で生存可能な時点であると指摘し、その理由として、その時からおそらく胎児は母親の子宮外で意義ある生を送る可能性を有するからであると述べると共に、この時期以降、潜在的な生命に対する保護が、やむにやまれぬ政府利益と位置付けられるため、州は母体の生命または健康を守るために必要な場合を除いて妊娠中絶を禁止し得ると判示した。そして、**Blackmun** 裁判官は、以上のような基準に照らすと、本件テキサス州法は、妊娠初期に行われる妊娠中絶と後の段階での妊娠中絶とを区別しておらず、また合法的な妊娠中絶ができる理由を母親の生命を救うという単一の理由に限定している点において、過度に広範であり違憲であると結論づけた。

**Roe** 判決において、**Blackmun** 裁判官は、妊娠している女性に出産するか否かということに関する憲法上の権利としての自己決定権を認めることで、州が妊娠中絶を全面的に禁止する権限までは有していないことを判示する一方で、州が妊娠中絶の自由を制限する利益を有するということも指摘した。そして、この **Roe** 判決において、**Blackmun** 裁判官は、女性の妊娠中絶の自由と州の利益とを調整する判断枠組みを示した<sup>7</sup>。

<sup>7</sup> 小林直三「妊娠中絶の自由の再定位 (一) —身体的統合性への権利として—」関西大学法学論集 58 巻 2

井上(一)：胎児の権利について-アメリカ合衆国における胎児の権利をめぐる法的諸問題を素材にして-

この判断枠組みについて、Ronald Dworkin は、苦痛を感じることができる生物が、それを回避する利益を有しているという考えを前提に、胎児の神経細胞が苦痛を感じるまでに十分発達した段階において、胎児に対して苦痛を与えるのは、胎児の利益に対する重大な侵害であると述べると共に、州は、かかる諸利益を擁護することができるかと主張し、Roe 判決が下した判断枠組みは妥当なものであると説く<sup>8</sup>。

## II Roe 判決と合衆国法典 42 篇 1983 条

ミシガン州ウェイン郡の刑務所の受刑者であった Chantrienes Barker は妊娠していた。服役中、彼女は、腹痛があることを刑務官に知らせたにもかかわらず、18 時間以上にわたり放置された。その後、彼女は、移送された病院で検査され、鎮痛薬が与えられた後、再び刑務所に送り返された。その数時間後、彼女の腹痛は激しくなり陣痛が始まった。他の受刑者たちは、彼女が直ちに医師の診察を受ける必要があることを刑務官に知らせようとしたが失敗したため、当該刑務所には勤務中の看護師がいたにもかかわらず、彼女には必要な処置が提供されなかった。そのため、彼女が服役しているブロック周辺の受刑者全員が叫び、トイレなどを叩き始めたため、刑務官と看護師は彼女の異変に気付いた。その後、救急隊が呼ばれたが、救急隊が到着した時には、彼女の子どもである Chelsie は、発露 (crowing) していた。Chelsie は、呼吸も心拍もない状態であったが、救命措置の結果、命は助かった。しかし、彼女は、重度の低酸素脳症を負った。

その後、Chelsie は未成年者であったため、彼女の後見人である Lorraine Havard を通じて、彼女は、§ 1983 に基づき、刑務所の刑務官と看護師に対して訴訟を提起した<sup>9</sup>。この訴訟において、被告らは Roe 判決を引用した上で、傷害を受けた時点では、Chelsie が胎児であったため、彼女は憲法上の「人」には含まれず、それ故、原告の訴えは却下されるべきであると主張した。しかし、本件においては、被告らの主張を裁判所は認めなかった。

Roe 判決の法理は、州の公務員によって傷害を受けた胎児の権利を否定するものではなく、むしろ胎児の権利保障を促すものであるように思われる。事実、Roe 判決の法廷意見は、母親と胎児の健康を守ることを重視している。たとえば、Roe 判決の枠組みの下では、妊娠が進むにつれて州の利益が増大し、やがて妊娠中絶に対する制限が許容されるようになり、それが母親のプライバシーの権利を上回る。胎児の時に傷害を受けた子どものために、§ 1983 に基づき訴訟が提起される際、原告は、Roe 判決で法廷意見が重視した母親と胎児の健康という利益を主張する一方、上述した Chelsie の事件のように、被告

---

号 (2008 年) 28 頁参照。

<sup>8</sup> RONALD DWORKIN, LIFES DOMINION: AN ARGUMENT ABOUT ABORTION, EUTHANASIA, AND INDIVIDUAL FREEDOM 16-17 (Random House 1994). 同書の邦訳書として、水谷英夫・小島妙子訳『ライフイズ・ドミオン：中絶と尊厳死そして個人の自由』(信山社, 1998 年) 参照のこと。

<sup>9</sup> Havard v. Puntuer, 600 F. Supp. 2d 845 (E.D. Mich. 2009).

井上(一)：胎児の権利について-アメリカ合衆国における胎児の権利をめぐる法的諸問題を素材にして-  
らが Roe 判決を引用した上で、胎児は憲法上の「人」という語には含まれないため、原告の訴えを却下すべきであると主張する場合がある。すなわち、州は妊娠中絶というコンテキストにおいては、母親と胎児を保護することに強い関心を抱いているが、他方で、胎児の健康を害するような州の公務員の行為というコンテキストにおいては、母親と胎児を保護することに関心を抱いていないのである<sup>10</sup>。また、裁判所が胎児の救済を図るような Roe 判決の解釈をせず、原告側からすれば、Roe 判決が事実上の障壁となる場合がある<sup>11</sup>。

§ 1983 は、社会的弱者を保護することを目的に制定された。したがって、§ 1983 に基づく訴訟において、州の公務員の行為により傷害を受けた胎児に対する損害賠償が否定されることは、§ 1983 の立法目的に反する可能性がある<sup>12</sup>。

コモン・ローでは、胎児の相続権が認められるが、他方で、1884 年の Dietrich 判決<sup>13</sup>において、Holmes 裁判官は、胎児に対する出生前の傷害につき、不法行為に基づく胎児の損害賠償請求権を否定した。加えて、刑事事件においても胎児殺人を犯罪として訴追することが否定された。しかし、20 世紀の中頃には、多くの州で胎児の時に受けた傷害につき、不法行為に基づく胎児の損害賠償請求権行使の道が開かれ、さらに、多くの州で胎児殺人に対する訴追が認められるようになった<sup>14</sup>。以上のようなことから、§ 1983 に基づく訴訟において、胎児の権利が否定されることは、州が志向する方向性とは矛盾しているように思われる。

### III 胎児の権利と 2004 年暴行被害胎児法

<sup>10</sup> Bram Alden, *Unborn & Unprotected: The Rights of The Fetus Under § 1983*, 57 UCLA L. REV 481, 498 (2009).

<sup>11</sup> たとえば、以下の 3 つの事件では、胎児は憲法上の「人」という語には含まれないとされ、訴えが斥けられた。Guyton v. Phillips, 606 F.2d 248 (9th Cir. 1979), Poole v. Endsley, 371 F. Supp. 1379 (N.D. Fla. 1974), McGarvey v. Magee-Womens Hospital, 340 F. Supp. 751 (W.D. Pa. 1972).

<sup>12</sup> そもそも § 1983 は、1871 年公民権法 (Civil Rights Act of 1871) 1 条に由来する。同法は、南部諸州で見られた白人による秘密結社である Ku Klux Klan による暴力活動を契機に制定されたものであり、黒人に対する暴力などの防止を謳っていた。現在における § 1983 の適用対象は、人種差別以外の権利侵害行為に拡大している。以上の点については、藤井樹也「Civil Rights Act の一断面 (5・完) — § 1983 訴訟を中心に—」三重大学法経論業 18 巻 1 号 (2000 年) 85-86 頁、松村歌子、前掲注 (1) 13-14 頁、Bram Alden, *supra* note 10, at 507 を参照した。

<sup>13</sup> Dietrich v. Inhabitants of Northampton, 138 Mass. 14 (1884).

<sup>14</sup> たとえば、Verkennes v. Corniea, 38 N.W.2d 838 (Minn. 1949)以降、多くの州で生存能力のある胎児の損害賠償請求権が認められている。以上の点については、境原三津夫「胎児に対する不法行為と損害賠償請求 (二)」北海道学園大学法学研究 42 巻 1 号 (2006 年) 131 頁を参照。

連邦議会は、2004年にUVVAを可決した。このUVVAの正式名称は、「胎児を暴行傷害および謀殺から保護すること、ならびにその他の目的のために、合衆国法典18編および統一軍事裁判法を改正する法律」というものである。このUVVAは、連邦犯罪として列挙されている68種類のうちのいずれかの行為を母親に対して行った結果、胎児の命が失われた場合、かかる犯罪行為を行った者は、母親に対する犯罪とは別に胎児に対するそれらの罪で起訴され、母親に対する犯罪行為と同等に処罰されることを定めるものである。このUVVAの特徴は、胎児を独立した個人として扱っている点にある。また、アメリカでは、2009年までに36の州が母親に対する犯罪行為とは別に胎児の殺害に関する処罰を定めるに至っており、胎児の殺害をめぐる連邦法と州法との間に調和がとれている<sup>15</sup>。

他方で、このUVVAには「胎児」という言葉の曖昧さに起因する問題があるという指摘がある。UVVAにおいては、「胎児」、すなわち、“unborn child”が、“child in utero”を意味するとされ、加えて、“child in utero”とは母親の胎内にいるホモ・サピエンス種を指すと定義されると共に、それは发育段階を問わないとされているため、“unborn child”という言葉の定義が漠然不明確であり、合衆国憲法修正14条のデュー・プロセス条項に違反するというのである<sup>16</sup>。さらに、UVVAが連邦議会で可決されたことで、pro-choiceの立場の人たちは、妊娠中の女性が誤って胎児に傷害を与えるような行為、あるいは喫煙や飲酒をした場合、このような行為に対して、妊娠中の女性が刑事訴追を受けるような法律が将来制定されることを懸念しているとされる<sup>17</sup>。

また、妊娠中絶とUVVAの関係についてみると、UVVAは、妊娠中絶に関連する行為による訴追を明確に禁じることで、Roe判決と抵触しないように配慮されており、実際、妊娠中絶のコンテキストにおいて裁判所がUVVAを参照することはなかった<sup>18</sup>。このようなことから、もし法改正により、§1983の射程を胎児にまで拡大する場合、UVVAと同様の規定を設けることで、妊娠中絶の権利を保障すると共にRoe判決との抵触を防ぐことができるであろう。

ところで、妊娠中絶というコンテキストにおいては、胎児の権利が認められないが、他方で、母親の子宮内の胎児が傷害を受けたというコンテキストにおいては、胎児の権利が認められるという考え方は妥当であろうか。このような考え方の妥当性を検討するにあたっては、前者と後者の本質的な違いに着

---

<sup>15</sup> 1999年にUVVAが連邦議会で提案された背景には、当時、すでに半数近くの州が胎児の殺害を母親に対する犯罪行為とは異なる独立の犯罪とする法律を定めていたという事実がある。以上の点については、Bram Aldem, *Unborn & Unprotected: The Rights of The Fetus Under § 1983*, 57 UCL. L. REV. 481, 498 (2009)および土屋恵司、前掲注(5)139頁を参照した。

<sup>16</sup> 土屋恵司、同論文、142頁参照。

<sup>17</sup> 同上論文、143頁参照。

<sup>18</sup> Bram Aldem, *supra* note 10, at 501.

井上(一)：胎児の権利について-アメリカ合衆国における胎児の権利をめぐる法的諸問題を素材にして-  
目した「区別」が重要となるように思われる<sup>19</sup>。

Roe 判決においても、このような「区別」は重要であった。Roe 判決では、妊娠中絶の権利がプライバシーの権利に包摂されたが、Roe 判決で法廷意見を執筆した Blackmun 裁判官は、「母になること、または、子どもが増えることは、女性に苦悩に満ちた生活と未来を強いるかもしれない。女性に対する心理的な害悪は差し迫っているかもしれない。精神的および身体的な健康は、子育てによって損なわれることがある。望まない子どもが生まれた場合、その子どもに関連するすべての関係者に苦悩が生じ、心理的、あるいは別の理由で子どもを世話することのできない家庭に子どもが生まれるという問題もある」と述べ、母親の妊娠中絶の権利が正当化されるための要因 (factors) あるいは要素 (elements)、換言すれば、胎児の権利が否定される要因あるいは要素を明確に示した。すなわち、妊娠と子育てに付随して起こり得る負担を受け入れることができないという要因あるいは要素に依拠した上で、母親の権利を尊重したのが Roe 判決であると評価できるのである。他方で、母親の子宮内の胎児が傷害を受けたという事例においては、上述したような胎児の権利が否定されるような要因あるいは要素は存在しない<sup>20</sup>。

## おわりに

Roe 判決は、妊娠中絶の権利を擁護する人々にとって画期的な判決であり、アメリカの歴史の中では、最も議論されている連邦最高裁判決の一つである。Ronald Dworkin は、Roe 判決において、もし母体内の子どもが憲法上の「人」という語に含まれると連邦最高裁が判示した場合、望まない子どもを妊娠中絶する場合だけではなく、母親の命を救うための妊娠中絶も禁じられるおそれがあるため、同判決で連邦最高裁は、胎児は憲法上の「人」という語には含まれないとしなければならなかったと指摘する<sup>21</sup>。

他方で、§ 1983 に基づく訴訟において、この Roe 判決に依拠し、胎児の権利を否定した場合、それは母親と胎児の健康の両立を図った Roe 判決の本来の趣旨に反することになると共に、女性に暴行が加えられたことによって胎児の命が失われた事件における胎児に対する罪につき、当該女性とは別に訴追することを認める州法や連邦法の趣旨とも矛盾することにもなる。

本稿で取り上げた Chelsie の事件で問題となった母親の負担は、望まない子どもを育てることに関連するものではなく、むしろ健康な子どもを産みたいという願望があったにもかかわらず障害を負った子どもを育てることになったことに関連するものである。前者と後者は本質的に異なるものであり、このような区別は重要であるように思われる。そして、後者の事例に関する訴訟においては、積極的に胎児の権利が認められるべきであろう。このようなことから § 1983 に基づく訴訟において、Roe 判決に依

---

<sup>19</sup> *Id.* at 494-95.

<sup>20</sup> *Ibid.*

<sup>21</sup> Ronald Dworkin, *Unenumerated Rights: Whether and How Roe Should Be Overruled*, 59 U. CHI. L. REV. 381, 398-99 (1992).



井上(一)：胎児の権利について-アメリカ合衆国における胎児の権利をめぐる法的諸問題を素材にして-  
掘し、胎児の権利を否定することは妥当ではなかろう。アメリカにおける胎児の権利をめぐる法的諸問題は、示唆に富むものであり、今後もその動向を注視していきたい。